第百四十二条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件）

第百四十二条の二　法第二百一条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

五　前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

六　逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由

七　引致すべき官公署その他の場所

3　前項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十三条に次の一項を加える。

2　法第二百一条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの記載要件）

第百四十四条の二　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

五　引致すべき官公署その他の場所

六　請求者の官公職氏名

七　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八　逮捕状発付の年月日

九　逮捕状を発付した裁判官の氏名

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの作成）

第百四十五条の二　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

第百四十六条の見出し中「逮捕状」の下に「等」を加え、同条中「逮捕状」の下に「及び逮捕状に代わるもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの交付請求の却下等）

第百四十六条の二　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百一条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

第百四十七条の次に次の一条を加える。

（勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第百四十七条の二　法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由

3　被疑者の住居、罪名、法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨又は同項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)若しくは第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別の記載については、これらの事項が第百四十二条の二第一項の書面の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第一項の書面に記載すれば足りる。

4　第二項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十八条に次の一項を加える。

3　法第二百七条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

第百四十九条の次に次の二条を加える。

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二）

第百四十九条の二　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

五　法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六　勾留すべき刑事施設

七　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八　勾留の請求の年月日

九　勾留状発付の年月日

十　勾留状を発付した裁判官の氏名

十一　法第六十条第一項各号に定める事由

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

（勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二）

第百四十九条の三　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

第百五十条の二を第百五十条の九とし、第百五十条の次に次の七条を加える。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七条の三）

第百五十条の二　法第二百七条の三第一項の請求は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。